

# 傷病手当金制度が始まりました



国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者である労働者が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いのため仕事を休み、その間給与等が受け取れない場合、次のとおり傷病手当金の支給を受けることができます。

▷対象者 次のすべてに該当する方

- ①国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者
- ②事業所等に雇用されている方（個人事業主などは対象外）
- ③新型コロナウイルス感染症に感染した方または感染が疑われる方
- ④勤務できない期間の給与の全部または一部を受給できない方

▷支給対象期間 勤務できなくなった日から起算して3日を経過した日から勤務できない期間（下の例を参照）。ただし、有給休暇などの給与の全部または傷病手当金を超える給与の一部を受給できる期間は支給対象外です



▷支給額 直近3カ月間の平均給与日額の3分の2×日数（1日当たり3万887円が上限）

▷適用期間 2年1月1日～9月30日（入院が継続する場合は最長1年6カ月まで）

▷申請 申請には、世帯主・被保険者が記入する申請書のほか、医療機関（帰国者・接触者外来を受診した場合）・事業主が記入する書類が必要です。申請書はホームページから入手できるほか、郵送などでお渡しすることができます。

その他要件がありますので、申請の前に必ずお問い合わせください。

◆詳細 国民健康保険は、国保年金課 ☎④4111内線289、FAX④6168、後期高齢者医療制度は、後期高齢・福祉医療課 ☎④4111内線312、FAX④0120

市内で新たに創業する方を応援！

## 令和2年度小樽市創業支援補助金のご案内



市内で新たに創業する方に、事務所・店舗等（事務所、店舗、工場その他事業の用に供する拠点）の家賃や内外装工事費を補助する制度についてお知らせします。

### ○補助対象事業と補助内容等

補助対象事業	内容	補助率	補助限度額
事務所等家賃補助	創業後の事務所・店舗等の賃借料を補助します	2分の1	補助期間は賃借料の支払6カ月分まで、限度額は月額5万円
内外装工事費補助	創業に当たり事務所・店舗等の内外装工事費を補助します（工事は市内業者に限定）	2分の1	限度額は50万円 ※中心4商店街は150万円
商店街等店舗家賃補助	創業後の商店街等店舗の賃借料を補助します	3分の2	補助期間は賃借料の支払12カ月分まで、限度額は月額5万円

※中心4商店街…都通り商店街、サンモール一番街商店街、花園銀座商店街、都通り梁川商店街

### ○補助対象者の主な要件

対象となる方は、市内に事務所等を設置し、新規創業から1年以内に申請する方で次の要件を満たす方です。

- ・本市創業支援計画に基づく認定特定創業支援事業による支援またはそれと同程度であると市長が認める支援を受けていること
- ・中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する業種（農業、林業、漁業、金融・保険業以外）を行うための創業であること
- ・許認可等を必要とする業種の創業にあつては、当該許認可等を受けること
- ・創業の日に、代表者となる方が市内に住所を有していること等
- ・代表者となる方が市税を滞納していないこと
- ・市内金融機関（北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道信用金庫および日本政策金融公庫）の融資を利用すること

※国や道等の創業に対する補助制度を利用する方のうち、補助対象事業と重複した補助を受ける方は対象外です。

◎申請方法など詳しくは産業振興課へお問い合わせください。

◆詳細 産業振興課 ☎④4111内線263、FAX③7432

## 平成31年度小樽市情報公開・個人情報保護制度の運用状況

市では公正で開かれた市政を目指し、「小樽市情報公開条例」「小樽市個人情報保護条例」に基づいて公文書や個人情報の開示を行っています。平成31年度（令和元年度）の運用状況についてお知らせします。

平成31年度の公文書の開示請求は165件、個人情報の開示請求は9件でした。各制度の運用状況は、右の表のとおりです。

また、市政資料などによる情報提供は455件ありました。

◆詳細 総務部総務課情報公開担当 ☎④4111内線421、FAX④1487

区分	開示請求件数	開示決定等の内訳			取り下げ	
		全部	一部	不開示		不存在
公文書	165件(※)	59件	102件	0件	2件	0件
個人情報	9件	5件	4件	0件	0件	0件

※このうち平成31年度に請求があり、令和2年度の処理となったものが2件あります。